

住所  
氏名 様

狭山市長



## 狭山市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

交付年月日	証明書の名称	通数	申請書番号
年 月 日			

※交付請求者の種別 代理人・その他の第三者

注 1 この通知には、住民基本台帳法施行令第15条の2に掲げる業務に係る申出による交付、戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求による交付及び市長が特別な事情があると認めた申請又は請求による交付については含まれていません。

2 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、狭山市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。

狭山市個人情報保護条例に基づく開示請求は、同条例の規定に基づき、本人が所定の書面により、狭山市役所の窓口で請求することになります。

市は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示又は非開示の決定をし、その旨の書面を送付します。ただし、事務上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができます。この場合においては、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知します。

なお、開示請求が認められた場合においても、狭山市個人情報保護条例の規定により開示される情報は制限されることがあります。

開示を受けることができるときは、開示日に狭山市役所において、交付申請書の写しを開示又は部分開示します。

詳しくはお問い合わせください。